

第 1 回大阪府土砂災害対策審議会 議事概要

日 時 : 平成 26 年 9 月 3 日 (水) 10:00~12:00
 場 所 : 大阪赤十字会館 401 会議室
 出席者 : 阿部委員、小杉委員、深町委員、松村会長 計 4 名
 (欠席 : 大久保委員、千木良委員、矢守委員)

まとめ

(1) 会長選出

- 松村会長選出

(2) 『今後の土砂災害対策の進め方』検討委員会提言後の現状と今後の方針について

- 土砂災害警戒区域の指定状況及び、今後の方針について了承。
- 広島で発生した土砂災害の事例を踏まえ、土地利用計画や〇次避難といったソフト対策についても今後検討されたい。

(3) 大阪府砂防指定地管理条例の現状と今後の方針について

- 条例改正の必要性について了承。
- 土砂条例に砂防指定地の特例を設けるなど、砂防指定地管理条例と土砂条例を一本の条例にできないか検討されたい。
- 砂防指定地における行為の規制だけでなく、発注者に義務を課すことや、氏名公表といった効果的な制度を検討されたい。
- 砂防指定地内の行為の監視には、航空写真や衛星写真の活用や、地域住民からの情報を把握できるような仕組みづくりについても検討されたい。
- 法律を知らずに違法行為を行って大きな災害に繋がることもある。教育やワークショップ等で、意識を高めていくことも重要。
- 悪質な違法行為者に対しては、警察と連携して対応するべき。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

(1) 『今後の土砂災害対策の進め方』検討委員会提言後の現状と今後の方針について

○土砂災害防止法に基づく区域指定にあたっては、宅地開発などの土地利用計画との連携が重要との意見があったと思うが、今後どのように議論に関係してくるのか。

●区域指定は、家屋が現存する場所だけでなく、開発が見込まれる場所も含めて区域指定を行うので、基本的に開発の抑制につながると考えている。

○市町村や地元、開発業者に対する情報発信等、いろんな繋がりが持てる可能性があるがどうか。

●いわゆる民間の開発業者とは直接的には区域指定の手続きの流れでは繋がりは持っていないが、区域指定を行うと、当該区域で開発行為をしようとする、建築基準法や都市計画法等によって行為規制が掛かるというのが、法の組み立てになっている。

○区域指定は大阪府が行い、開発許可は市町村が行う。そのため、府と市町村との連携を密接にすべき。

●区域指定の際には市町村へ意見照会を行う。また、指定後の図書については最寄りの土木事務所、管内の市町村で確認することが可能。そういったところで連携が図れると考えている。

○区域指定していない箇所について、府から市町村へ情報提供をするなど、互いに連絡を密にとりえる様になればいいと考える。

○府で土砂災害発生状況を発令するときの市町村への情報発信の手段は。

●防災情報 F A Xにて情報発信しており、市町村と土木事務所で着信確認を行うような手順になっている。

○土砂災害警戒情報は府が、避難勧告や指示は市町村の役割。先般、箕面市が避難勧告を飛ばして、いきなり避難指示を出したのは市としての判断なのか、それとも府と連携して、府の指示に従ったのか？

●役割分担では、土砂災害警戒情報は大阪府がマニュアルに基づいて出し、それを参考に市町村が避難勧告指示を出すという手順になっている。先般の箕面市の場合は、先に住民からの通報でマンションの1階に土砂が流れ込んだ事実を捉えて避難指示を出したと伺っている。

○平成28年度に全箇所指定する、さらに前倒しを検討するとのことで、全国的にも先駆けて進んでいるという印象を持つ。

レッドを指定すると、土地の値段が下がるなど、非常に問題になるという議論もあり、1箇所だけ反対が起きているとのことだが、実際進めて行く上で、レッドの指定に対する反対が意外と少なかったのか、前倒しで指定していくうえで、そのような問題が出てくる可能性があるのか感触をお聞かせいただきたい。

●府内でも、ご意見というのは多々ある。最終的に府としては、反対をされても指定をするという方針に変わりはない。

ただ、無理矢理、指定しても最終的に警戒避難体制を整備して逃げていただくのは住民の方なので、ご理解を得て、危ないときは逃げていただくということまでは持っていきたいと考えており、粘り強く説明を続けていく。

(広島で発生した土砂災害について)

○広島で発生した災害現場を見てきたが、災害現場の地質は花崗岩と聞いていたが、堅い地質の箇所でも崩れているところがあり、かなりの雨量があったのであろう。

○災害が夜中の3時半に起こっており、100 mm近い雨が降っていたので、表に出るのはかえって危険で、逃げろと言うのは困難。あらかじめ雨を予測できるかといってもそれも困難

○危険な箇所に家を建てないことが重要。

○八木地区では一番大きな災害が起きているが、そこには市営住宅がある。市営住宅を建てることは許可をされているということは、住民は安心な場所だと思ってしまう。こういったことも考えなければならない。

○広島では、把握しているだけで3回、災害が発生している。それがうまく活かされていないというのは問題。

○大阪で言えば、箕面や生駒などでは、山に近い場所で住宅開発がされている。今まで災害が起きていないからと言って今後起こらないとは限らない。

○土地利用の状況により、大きな災害が起こっていない場所もある。山側に工場の敷地があって、敷地内に土砂が入って止まり、大きな土砂災害が起こっていない。

○八木地区では、廃屋となった4階建てのマンションに守られ、マンションより下の被害は軽微。土地利用を制限する、このように土地利用を誘導することで被害を抑えることは可能。

○山本地区では、2名が亡くなっているが、そこは、家の裏の急傾斜地が1箇所だけ崩れて1階に土砂が流入したが、周りは全く崩れていない。2階に垂直避難していれば人命が救われたという状況。

○土石流が起きた場所では、家全体が流されてしまうので、垂直避難しても助からない。雨が非常に強い時に避難所まで逃げられない時には、近所に逃げる0次避難を町内で連携がとれば、命だけは助かる可能性は十分にある。こういうソフト対策についても考えていただきたい。

(2) 大阪府砂防指定地管理条例の現状と今後の方針について

○土砂条例と、砂防指定地管理条例は一本化できないのか。あえて2本の条例をつくる必要があるのか、土砂条例の方に砂防指定地に関する特例を埋め込むことによって一本の条例とする方が、法律として綺麗だし、扱い易いものになる。

●土砂条例は、大元に法律がない独自条例。砂防指定地管理条例は砂防法に基づくものであり、砂防指定地で河川への土砂の流入を防ぐために技術的な指導基準をもって審査し、行為を制限するもの。2本の条例として、適用除外ということにするとかの調整はできると考えているが、組み込んでしまうのは難しいと考えている。

- 砂防指定地管理条例は、砂防指定地を指定して、そこで行為するには許可が必要という組み立て方。そうすると、砂防指定地以外の行為、行為を依頼している者、土地所有者などは、規制の対象から外れる。そうすると、行為者以外に対する規制は土砂条例の方に持っていかざるを得ない。2本立ての条例になってしまうのか。指定地における行為の規制という発想からずれていかないと、論理的に困難ではないか。
- 砂防指定地内における土地の改変を監視する手法として、航空写真や人工衛星を活用してはどうか。また、地域住民からの情報を把握できるような仕組みづくりについても検討されたい。
- 行為を規制等することは大事。しかし、すべての違法行為を行政が把握するのは困難。違法行為には、2つのケースがあり、1つは法律の規定を知らず違法行為を行った結果、災害に繋がるというもので、これは教育やワークショップなどを通じて住民の理解を深めることが重要。
- もうひとつは、法律を熟知して、罰則など気にせず、行政の介入があれば会社を解散させてしまえばいいと考えているような確信犯的な者による行為。こういった違法行為への対応は、警察とどう連携していくかが重要。
- 確信犯的な行為への対応として、行為者だけでなく発注者に、自分が出した土砂がどう処分されているか確認をとることを義務化し、ある程度罰則を科すという制度を検討すれば、違法行為の抑止力になる。
- なかなか慎重な配慮があるのが公表の手段で、うまく使えば本当に有効だが、法律的には色々問題がある。不祥事で名前を公表されることは重い制裁になる。罰則だと刑事手続きを踏まえてどうしても時間がかかるが、公表は自治体独自の判断で可能。
- 地域の方に説明義務があるとかはどうか。行政が直接関わるだけでなく、地域の目指す方向性と合致させるなど、もっと地域の人のお話を聞くようにできないか。
- ごく最近まで、山林などの土地所有者は、近くに住んでいて、周囲の目があるから変なことには使えない。ところが、地域に縁もゆかりもない人が土地を所有して、地域の人のお目を気になくなったり関わりがなくなるというのが問題。説明義務を課すことはできるが、なかなかそれを徹底するのが困難。
- 条例の改正に関しては、法律の専門家である大久保委員の意見をしっかり聴いていただきたい。
- 別途、検討している土砂条例では、地域への事前の説明責任や土地の所有者に定期的な報告義務を課すなどを検討中。